

令和3年度 文教委員会資料①

【所管事務の調査（報告）】

令和2年度 公益財団法人 川崎市国際交流協会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料1 令和2年度 公益財団法人 川崎市国際交流協会 経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート

参考資料1 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

市 民 文 化 局

(令和3年8月20日)

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
----------	-----------------	-----	--------------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

○本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際施策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」に基づく施策が効率的・効果的に行われるよう、市関係部局と密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的取組を推進します。

【取組内容】

- 1 市民レベルでの国際交流を促進するための事業を実施するとともに、民間交流団体やボランティア等の活動を支援し、活動支援のための情報提供機能、ネットワーク機能、コーディネート機能、人材育成機能等を有する支援組織としての役割を担います。
- 2 多文化共生を推進するため、外国人市民への日本語学習支援をはじめとする生活支援、平常時・災害時の情報提供、多言語による相談等、公共性が高く、専門性を要するサービスの担い手としての役割を担います。
- 3 国際交流や多文化共生の推進にかかわる地域の課題について、実践的な調査・研究を行い、解決に向けた事業の展開につなげます。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		戦略的なシティプロモーション	都市イメージの向上とシビックプライドの醸成
	分野別計画	川崎市国際施策推進プラン	

4カ年計画の目標

- 1 高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効果的に対応することで行政機能を補完・代替・支援するという法人本来の役割を果たします。
- 2 法人の役割として、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施します。
- 3 交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成、登録を促進するとともに、行政や教育機関等からの依頼に対し登録者をコーディネートし、様々な活動支援を行います。さらに、幅広くネットワーク化することで、市民を主体とした国際交流・多文化共生活動の幅を拡充します。
- 4 事業収益の確保に引き続き努めながら、その他の自主財源確保に向けた取組を進めます。
- 5 事業実施については、公益性の観点から、定期的に分析、評価を行うとともに、実施効果を検証します。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	国際交流促進事業	国際交流・理解のための講座の受講者数	人	1,181	1,181	772	c	D	II
		外国人市民の事業への企画・運営参加数	人	92	95	118	a		
		留学生ホームビジット参加者数及び留学生との交流会参加者数	人	282	297	118	d		
		事業別の行政サービスコスト	千円	39,904	40,000	43,610	2)	(3)	
②	民間交流団体及びボランティア活動支援事業	ボランティア登録件数	件	1,158	1,338	1,314	b	B	I
		ボランティアのコーディネート件数	件	610	670	1,396	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	6,430	6,600	10,616	4)	(2)	
③	多文化共生推進事業	外国人市民対象のイベント・講座参加者数	人	315	345	99	d	D	II
		日本語講座受講者数	人	467	527	448	c		
		外国人相談件数	件	1,731	2,002	2,895	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	10,442	25,528	24,358	1)	(3)	

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	自主財源の確保に向けた取組	補助金及び指定管理料以外の財源	千円	48,778	47,646	29,132	c	D	II
		ホームページ、情報誌等における広告料収入	千円	0	150	109	b		

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	国際交流をめぐる多様化するニーズに対応する法人組織体制の構築	管理運営能力及び専門性向上のための研修への参加回数	回	25	31	151	a	A	I
		コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a		
②	認知度の向上	ホームページアクセス件数	件	118,219	129,179	119,150	b	C	II
		各種メディアへの掲載及び出演回数	回	77	80	107	a		
		国際交流センター外での活動回数	回	4	7	3	d		

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

令和元年度の市の総括を踏まえ、国際交流促進事業や多文化共生推進事業に対する目標達成につながるよう、積極的に取組を推進する必要があります。また、自主財源の確保について、経営健全化につながる取組を進める必要があります。さらに、川崎市において様々な分野にわたる国際施策を総合的に推進するために策定された「川崎市国際施策推進プラン」の趣旨に沿った国際交流センター事業計画の取組を推進するとともに、多文化共生社会を実現するために策定された「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づき、取組を推進していく必要があります。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

- ・本市施策推進に向けた事業取組について、目標未達成の取組が多く、国際交流促進事業や多文化共生推進事業において課題があります。一方、民間交流団体及びボランティア活動支援事業の取組においては、概ね目標を達成し、国際相互理解の増進と多文化共生社会の実現を進める上で、ボランティアの育成や活動支援に寄与することができました。また、外国人相談については、新型コロナウイルス感染症に関連する多くの相談に対応するなど、目標を上回る実績をあげたことは評価できます。
- ・経営健全化に向けた取組については、自主財源確保のための検討・取組の状況を定期的にモニタリングしましたが、目標未達成の取組があり、自己収入の確保等に課題があります。
- ・コロナ禍において、自主財源の十分な確保までは困難でしたが、魅力ある講座の企画やオンライン講座を試行的に実施したことは評価できます。
- ・業務・組織に関する取組については、認知度の向上に関し、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、ホームページのアクセス件数や国際交流センター外での活動回数が目標を下回りましたが、それ以外の取組については、目標を達成し、職員の管理運営能力及び専門性の向上、コンプライアンスの徹底を図ることができました。
- ・今後の取組として、国際交流促進事業については、多様な企画を実施し、オンラインによる受講参加者の増加及び市民の国際理解増進を図ることを期待します。また、多文化共生推進事業については、今後も外国人相談など質の高い市民サービスの提供とともに、国際施策推進プラン及び多文化共生社会推進指針に基づく施策の担い手として、多文化共生社会の実現に向けて貢献できるよう尽力することを期待します。
- ・経営健全化に向けた取組については、各種広告による自己収入確保等、自主財源確保のための取組を着実に進めることが必要と考えます。
- ・業務・組織に関する取組については、職員の専門性を向上させ、今後の自主的・自律的な運営を期待します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
----------	-----------------	-----	--------------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	国際交流促進事業
-----	----------

計画(Plan)

指標	①国際交流・理解のための講座の受講者数、②外国人市民の事業への企画・運営参画数、③留学生ホームビジット参加者及び留学生との交流会参加者数
現状	・国際理解のための講座や国際交流に係るイベントは、国際交流センターを拠点に20年以上実施してきており、市内他施設にない特色のある実施内容により受講・参加者は増加傾向にあります。 ・修学奨励金支給事業は、本市在住・在学の留学生への支援、情報提供を行うものであり、本市における留学生に対象を絞った唯一の事業です。
行動計画	・テーマ、国・地域、実施形式について、多様な企画を実施し、受講・参加者の増加及び市民の国際理解増進を図ります。 ・講師の選定にあたり、これまで培ってきたネットワークを活用し、併せて、外国人市民を事業の企画・立案に参画させる機会の増加を図ります。 ・留学生に修学奨励金支給のほか、ホームビジット等の交流機会及び生活情報の提供など、留学生生活の充実を支援するとともに、広くグローバル人材が求められる中、川崎にゆかりのある人材の活用につなげるため、留学生修学奨励金受給者のネットワーク化を図ります。
具体的な取組内容	①国際交流・理解のための講座として、外国語講座、国際文化理解講座、ふれあい交流会等を実施します。今年度は、英国・シェフィールド市姉妹・友好都市提携30周年を迎えることから、外国語講座や世界の音楽会の企画にあたり、イギリスの文化に関連したテーマで実施します。また、国際文化理解講座では、今年度、日本とチェコ交流100周年に当たることから、チェコ文化に関連したテーマで実施します。また、参加者アンケートを実施し、関心やニーズを把握し、講座運営の改善に努めます。 ②国際文化理解講座やふれあい交流会の企画・運営での参画や学校等での国際理解教育、教育委員会の民族文化講師ふれあい事業等の企画・実施の依頼に対応し、外国人市民の企画・運営参画に向け取り組んでまいります。 ③今年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、外国人留学生の入国制限が行われていることや各家庭での交流活動についても難しい状況が続いているため、ホームビジットは困難な状況にありますが、留学生との交流会については、オンラインによる交流など、交流手法を工夫し参加者の増加に向け取り組んでまいります。

実施結果(Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>・成人向けの各種語学講座は、「英語」「中国語」「韓国・朝鮮語」「フランス語」を「後期語学講座」として12講座を実施し、187人が参加しました。子ども向けの各種語学講座は、「英語」「スペイン語」を「春休み子ども語学教室」として3講座を実施し、30人が参加しました。なお、「前期語学講座」(11講座)及び「夏休み子ども語学教室」(3講座)は、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止しました。今年度は、英国・シェフィールド市姉妹・友好都市提携30周年を迎えることから、「英語」では「英語で学ぶイギリス音楽」と題した講座を開設し、16人が参加しました。</p> <p>・外国語による国際理解講座では、「英語」を4回(「ロンドン物語」などをテーマにしたもの)、「中国語」及び「韓国語」の国際理解講座を実施し、78人が参加しました。国際文化理解講座では、日本・チェコ共和国外交関係100周年を記念し、日本とチェコ共和国の交流史や文化体験など3講座を実施し、38人が参加しました。</p> <p>・前年度の参加者アンケートの要望や意見を活かした「おもてなし観光ボランティア通訳セミナー」では、要望があったネイティブの英語講師の招聘を行い、「各種語学講座」として複数の方から要望があげられていた「フランス語」を新設し、「日本語ボランティア登録事前研修」では参加者の利便性を考慮し、曜日・時間帯を変更するなど、利用者の声を反映しました。</p>																																															
	<p><国際交流・理解のための講座実施状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>R2実施状況</th> <th>講座名</th> <th>R2実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国語講座(各種語学講座)</td> <td></td> <td>ボランティア研修会</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>前期語学講座</td> <td>中止</td> <td>日本語講座(ラテン・ブラジル語)研修</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>後期語学講座</td> <td>167</td> <td>やさしい日本語研修</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>子ども語学教室</td> <td></td> <td>生活にほんご(0歳)ボランティア養成研修</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>春休み子ども教室</td> <td>30</td> <td>学習支援者のための在留資格研修</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>夏休み子ども教室</td> <td>中止</td> <td>日本語・教科書学習支援者のためのラテン語講座</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>ふれあい交流会</td> <td>29</td> <td>外国語のなかに子どもを高校進学させるフォーラム</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>国際文化理解講座</td> <td>38</td> <td>多文化フォーラム</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>国際理解講座(英・中・韓)</td> <td>78</td> <td>母子屋ボランティア養成講座</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>おもてなし観光ボランティア通訳セミナー</td> <td>38</td> <td>地球市民講座</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>災害時通訳ボランティアセミナー</td> <td>26</td> <td>計</td> <td>772</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標2関連】</p> <p>・外国人市民の講座等への企画・運営参画については、「外国人市民の国際文化理解講座」や「ふれあい交流会(インドネシア料理)」、「災害時多言語支援センターの設置訓練」などで実施したほか、学校等で行われた「国際理解教育」や「民族文化講師ふれあい事業」等の依頼に基づき、118人の外国人市民が各事業への企画・運営に参画しました。</p> <p>【指標3関連】</p> <p>・今年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、外国人留学生の入国制限が行われたことや各家庭での交流活動についても難しい状況が続いているため、「ホームステイ」及び「ホームビジット」は実施できませんでした。また、「留学生との交流会」についても、対面での交流ができなかったため、オンラインによる活動や発表を行い、49人が参加しました。</p> <p>・外国人市民との交流会では、在留しているインドネシアの方から「インドネシアの暮らしと文化」(40人)、「インドネシアの料理」(29人)についてオンラインで講義・交流を行いました。</p>	講座名	R2実施状況	講座名	R2実施状況	外国語講座(各種語学講座)		ボランティア研修会	40	前期語学講座	中止	日本語講座(ラテン・ブラジル語)研修	55	後期語学講座	167	やさしい日本語研修	24	子ども語学教室		生活にほんご(0歳)ボランティア養成研修	30	春休み子ども教室	30	学習支援者のための在留資格研修	10	夏休み子ども教室	中止	日本語・教科書学習支援者のためのラテン語講座	23	ふれあい交流会	29	外国語のなかに子どもを高校進学させるフォーラム	15	国際文化理解講座	38	多文化フォーラム	20	国際理解講座(英・中・韓)	78	母子屋ボランティア養成講座	18	おもてなし観光ボランティア通訳セミナー	38	地球市民講座	110	災害時通訳ボランティアセミナー	26	計
講座名	R2実施状況	講座名	R2実施状況																																													
外国語講座(各種語学講座)		ボランティア研修会	40																																													
前期語学講座	中止	日本語講座(ラテン・ブラジル語)研修	55																																													
後期語学講座	167	やさしい日本語研修	24																																													
子ども語学教室		生活にほんご(0歳)ボランティア養成研修	30																																													
春休み子ども教室	30	学習支援者のための在留資格研修	10																																													
夏休み子ども教室	中止	日本語・教科書学習支援者のためのラテン語講座	23																																													
ふれあい交流会	29	外国語のなかに子どもを高校進学させるフォーラム	15																																													
国際文化理解講座	38	多文化フォーラム	20																																													
国際理解講座(英・中・韓)	78	母子屋ボランティア養成講座	18																																													
おもてなし観光ボランティア通訳セミナー	38	地球市民講座	110																																													
災害時通訳ボランティアセミナー	26	計	772																																													

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	国際交流・理解のための講座の受講者数	目標値		1,181	1,181	1,181	1,181	人
	説明 地域の国際化の担い手としての市民の国際理解の増進 ※個別設定値:1,122(現状値の95%)	実績値	1,181	1,074	1,022	772		
2	外国人市民の事業への企画・運営参画数	目標値		93	94	95	96	人
	説明 外国人市民が主体的に国際理解・交流事業の企画・運営に参画する機会の増加	実績値	92	101	132	118		
3	留学生ホームビジット参加者数及び留学生との交流会参加者数	目標値		287	292	297	302	人
	説明 留学生の地域における交流機会の増加	実績値	282	319	85	118		
指標1 に対する達成度		C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		a						
指標3 に対する達成度		d						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1関連】

前年度に比べ、受講者数が減少している要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「前期各種語学講座」及び「夏休みこども語学教室」を中止したこと、「ふれあい交流会」の予定3回を1回の実施にとどまったこと、各会議室・ホールの定数を50%減にしたことから、受講者定員を削減せざるを得なかったことなどがあげられます。一方、アンケートからの要望をいかして、講師の招聘、講座の新設等、利用者の声を反映した取組を実施しました。

【指標2関連】

外国人市民の講座等への企画・運営参画については、目標値を達成していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ事業数や参加者が減少しています。

【指標3関連】

新型コロナウイルス感染症の影響から、外国人留学生の入国制限が行われたことや、各家庭での交流活動についても難しい状況が続いているため、「ホームステイ」及び「ホームビジット」は実施できませんでした。なお、「留学生との交流会」、「外国人市民との交流会」については、新型コロナウイルス感染症の影響から対面での交流はできませんでしたが、オンラインによる発表や交流に切り替え実施しました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		40,000	40,000	40,000	40,000	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値	39,904	47,574	39,593	43,610		
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

光熱費等の減少等により支出は減少したが、施設利用料収入の大幅な減少により実績値が目標値を若干上回り、目標を達成することができませんでした。今後は、コロナ禍においても、施設利用料収入を確保するために、魅力ある講座の企画やオンライン講座の検討・導入などを進めます。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
----------	-----------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)

事業名	民間交流団体及びボランティア活動支援事業
計 画 (Plan)	
指標	①ボランティア登録件数、②ボランティアのコーディネート件数
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住外国人市民及び訪日外国人観光客の増加に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催及び本市の英国チーム事前キャンプ地決定に伴い、ボランティアに対する市民の関心が高まっています。 ・市民レベルでの交流を支えるホームステイ、通訳、国際理解教育、日本語講座などボランティアの登録先としての法人の信頼度は高いですが、登録者ごとに活動経験、スキル等に差があることから、育成、支援が必要です。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の機運をとらえて、さらに国際相互理解の増進と多文化共生社会の実現を進める上で、ボランティアの育成、活動支援を積極的に行います。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①定住する外国人市民の増加に伴い、社会生活で求められる日本語学習の支援や、通訳・翻訳の依頼、外国につながる子どもの学習支援等に対応するとともに、市民のボランティア活動に対する関心に応えるため、ボランティアの養成・育成に取り組みます。特に今年度は、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、インバウンドに対応する観光ボランティアセミナーの実施や、災害時多言語支援センターとして対応できるよう災害時通訳ボランティアセミナーを実施します。 ②学校等からの国際理解や外国語教育に関する講師派遣依頼等に対応するとともに、国際交流センターの事業においても、様々なボランティア活動についてコーディネートしていきます。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなボランティア登録を拡充するため、「おもてなし観光ボランティア通訳セミナー」(39人)、「災害時通訳ボランティアセミナー」(21人)、「やさしい日本語ボランティア研修」(24人)、「日本語ボランティア登録事前研修」(18人)、「生活にほんごサロンサポーター養成研修」(30人)、「外国につながる子どもの寺子屋ボランティア養成研修」(29人)を実施しました。 ・上記のボランティア養成研修を修了した方や外国人市民の支援に関心を持つ方など、新たに登録した主な内容としては、「通訳・翻訳ボランティア」に25人、「災害ボランティア」に8人、「やさしい日本語ボランティア」に8人、「日本語ボランティア」に18人、「生活にほんごサロンサポーター」に23人、「外国につながる子どもの寺子屋ボランティア」に16人など、新たにボランティア登録した総数は142人、前年度から引き続き登録更新した方を含めた総数は1,314人となり、前年度より40人増加しています。 <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主なコーディネートの内容として、通訳翻訳のコーディネートとして、学校等(239件)、区役所等(10件)、市役所(302件)、日本語講座関係のコーディネート253件、外国につながる子どもの学習支援に関するコーディネート135件、「民族文化ふれあい事業」など学校からの国際理解教育支援に関するコーディネート144件、国際交流センターニュース「SIGNAL」の編集・発行に関するコーディネートが146件など、総数は1,396件となり、前年度より700件増加しています。
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	ボランティア登録件数		目標値		1,215	1,275	1,338	1,404	件
	説明	オリンピック・パラリンピックを契機としたインバウンド対策、多文化共生促進に向けたボランティアの育成(個人・家庭)	実績値	1,158	1,248	1,274	1,314		
2	ボランティアのコーディネート件数		目標値		630	640	670	670	件
	説明	ボランティア活動支援及び法人のコーディネート機能強化・充実	実績値	610	833	696	1,396		
指標1 に対する達成度		b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満						
指標2 に対する達成度		a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1関連】

今年度は、昨年度より増加しましたが、目標値を達成できませんでした。目標値を達成できなかった主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響から「ホームステイ」「ホームビジット」への新規登録者が少なかったことやオリンピック・パラリンピックを契機としたインバウンド対策が図れなかったことがあげられます。一方、「日本語ボランティア」や「生活にほんごサロンスポーター」などの多文化共生促進に向けたボランティアの育成を図ったことから、外国人市民の自立支援に関するボランティア登録が増加しています。

【指標2関連】

増加の主な要因として、通訳翻訳のコーディネートの増加によるもので、特に、教育委員会から学校等通訳・翻訳支援業務を受託したことにより、学校等から239件の通訳・翻訳の依頼を受けたこと、市役所各部署からの外国人市民向けのパンフレットや刊行物の翻訳件数(302件)が増加したことなどがあげられます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		6,500	6,500	6,600	6,500	千円
	説明	直接事業費ー直接自己収入	実績値	6,430	6,182	6,399	10,616		
行政サービスコストに対する達成度		4)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

諸謝金や助成金等の事業費については昨年度と比較し経費減となりましたが、その一方でセミナー参加費等の事業自己収入が大幅に減少したこと、また市からの受託料収入が増えたこと等により実績値が目標値を上回り、目標を達成することができませんでした。今後も、より財政負担の少ない効率的な事業執行に努めるとともに、自己収入の向上を図ってまいります。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
----------	-----------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)

事業名	多文化共生推進事業
計画(Plan)	
指標	①外国人市民対象のイベント・講座参加者数、②日本語講座受講者数、③外国人相談件数
現状	・外国人市民が日常的に利用できる多言語相談窓口を設置しているほか、日本で生活する上で必要な情報を提供する説明会並びに講座、コミュニケーション支援としての日本語講座を実施しており、多文化共生社会実現の推進に貢献しています。 ・市と法人は、「川崎市災害時多言語支援センターに関する協定書」を締結(平成24年2月)しており、災害時の外国人市民支援を、さらに進める必要があります。
行動計画	・多言語相談体制の充実に努めるとともに、外国人市民を対象とした講座等については、ニーズを的確にとらえた企画を行い、実施します。 ・質の高い日本語講座を提供するとともに、受講を契機とした外国人市民の施設利用及び他イベント・講座等への参加者数増加を目指します。 ・防災については、国際交流センターにおいて外国人市民を主な対象とした体験的な防災訓練の実施、広報など災害に備える意識啓発を図るとともに、市と協働して「川崎市災害時多言語支援センター」設置運営訓練を実施します。
具体的な取組内容	①外国人市民の生活に密着したニーズをサポートするイベントや講座を開催します。需要の高い「小学校入学説明会」や「市営住宅申し込み説明会」を引き続き開催し、新たに「就職説明会」において留学生や社会人の就職・再就職のサポートを実施します。 ②生活者としての外国人市民の日本語講座を実施します。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた上で、参加者アンケートを行い、外国人市民が抱える課題やニーズを学習支援等に反映できるよう取り組みます。また、ホームページやSNSなど広報の強化に努めます。 ③新規に追加された4言語(ネパール語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語)と、既存の7言語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語)を合わせた11言語により、多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける相談事業を実施します。新規追加された言語圏出身市民へのアプローチを含め、外国人市民に広く認知され利用されるよう、市内企業や団体等への広報周知活動を実施します。

実施結果(Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>・外国人市民対象のイベント・講座として、「市営住宅申込みセミナー」(9月、12人参加)、「日本語を母語としない人のための高校進学ガイダンス」(10月、50人参加)、「外国人のための就職活動セミナー」(11月、12人参加)、「外国につながる子どものための小学校入学前説明会」(1月、25人参加)を実施しました。参加者数の昨年比減については、各イベントの参加人数を新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の定数を50%減にしたことから、受講者定員を削減せざるを得なかったことなどがあげられます。</p> <p>・近年の外国人市民のニーズに合う講座を検討し、今年度から「外国人のための就職活動セミナー」を開催しました。新型コロナウイルス感染予防のため、参加者数を制限しての実施でしたが、外国生まれで日本での就職経験があり、現在学校経営している方を講師に招き、充実した講座内容としたことから好評を得ました。</p> <p>・「市営住宅申込みセミナー」「日本語を母語としない人のための高校進学ガイダンス」「外国につながる子どものための小学校入学前説明会」について、川崎市教育委員会や民間支援団体及び事前研修を受けた登録通訳ボランティアの協力・連携のもと実施しました。</p>
	<p>【指標2関連】</p> <p>・外国人市民を対象にした日本語講座について、平日午前の日本語講座に246人、平日夜間の日本語講座に202人、土・日曜日にマンツーマンで行っている「生活にほんごサロン」に212人が参加しました。1学期の日本語講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、2学期以降は、感染拡大防止対策を行い実施しました。</p> <p>・3学期に実施した学習者へのニーズを把握するためのアンケート調査の結果、就労に関する学習ニーズが高いことから、次年度以降、「就労」に関する日本語支援にも重点を置いた取組を行います。また、かながわ国際交流財団ホームページに情報提供し、広報の拡充を行っています。</p>
	<p>【指標3関連】</p> <p>・「多文化共生総合相談ワンストップセンター」は週6日の英語・中国語・やさしい日本語、週2日の韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ネパール語の計11言語で対応しました。今年度から中国語の相談受付を週3日から週6日へ拡充し、さらに新型コロナウイルス感染症に関連する問い合わせや相談が多く、計2,895件の相談件数となり、前年度比70%の増加となりました。</p> <p>・「多文化共生総合相談ワンストップセンター」周知徹底のため、多言語によるパンフレットの更新版を作成し、市及び各施設、関係機関等に広く配布し、外国人相談窓口の周知を図りました。また、各区役所へ訪問し、タブレット端末によるテレビ電話相談の利用促進活動も行った結果、相談件数の増加につなげました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	外国人市民対象のイベント・講座参加者数	目標値	315	325	335	345	355	人
	説明	外国人市民の生活支援の充実		実績値	274	214	99	
2	日本語講座受講者数	目標値	467	487	507	527	547	人
	説明	外国人市民のコミュニケーション支援の充実		実績値	429	364	448	
3	外国人相談件数	目標値	1,731	1,817	1,907	2,002	2,102	件
	説明	外国人市民の生活支援の充実		実績値	1,558	1,702	2,895	
指標1 に対する達成度		d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		c						
指標3 に対する達成度		a						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1関連】

・外国人市民対象のイベント・講座として、これまで実施している「外国につながる子どものための小学校入学前説明会」、「市営住宅申込みセミナー」、「日本語を母語としない人のための高校進学ガイダンス」に加え、近年の外国人市民ニーズに対応する「外国人のための就職活動セミナー」を開催し好評を得ましたが、その他講座も新型コロナウイルス感染予防のため、参加者数を大幅に制限しての実施でしたので、参加人数は限られました。さらに、昨年度実施した「外国人親子のための小児救急法」や「防災訓練」が中止となったことも、要因の一つであると考えます。

【指標2関連】

・目標値を達成することができなかった要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日本語講座は1学期中止となったことがあげられます。なお、昨年度より学習者が増加した背景としては、各市民館の日本語学級が中止となったことから、国際交流センターの日本語講座に学習者が流入したことが要因の一つではないかと考えています。

【指標3関連】

・「多文化共生総合相談ワンストップセンター」において、新型コロナウイルス感染症に関連する多くの相談に対応するとともに、パンフレット配布等の広報・周知を実施し、計2,895件の相談件数となりました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	10,442	10,500	10,500	25,528	25,528	千円
	説明	直接事業費ー直接自己収入		実績値	9,600	24,032	24,358	
行政サービスコストに対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

直接事業費について多文化共生総合相談ワンストップセンターが通年設置となったことにより人件費が増となる一方、開設時の設置経費や講座事業の縮小に伴う経費の縮減により、新型コロナウイルスの影響による講座事業収入の減少を上回ったことから、実績値が目標値を下回り、目標を達成することができました。今後は、コロナ禍においても、講座事業収入を確保するために、魅力ある講座の企画やオンライン講座の検討・導入などを進め、より財政負担の少ない効率的な事業執行に努めます。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	今後も、外国人市民の生活支援に向け、当事者である外国人市民を対象に、市所管局と連携して、日本語習得や就労支援のほか、アンケート調査等でニーズを把握し、オンラインによる講座の受講や魅力ある企画の事業内容等、実施回数の増にもつながるよう検討・改善を行い、業務の効率化に努めてまいります。また、外国人相談事業については、相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めるとともに、外国人市民に広く認知され利用されるよう、市内企業や団体・個人などへの案内チラシの配布、ホームページ・ブログ、SNS (フェイスブック) の活用等による広報・周知に努めてまいります。

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)

項目名	自主財源の確保に向けた取組
計画 (Plan)	
指標	①補助金及び指定管理料以外の財源、②ホームページ、情報誌等における広告料収入
現状	・外国語講座を中心に事業収益は継続的に増加しており、国際交流協会事業において主たる自主財源となり補助率の抑制につながっています。一方、市民レベルの国際交流促進や、日本語講座をはじめとした外国人市民を対象とした講座、多言語による生活相談等の多文化共生など、法人の事業分野は公共性・必要性が高いですが収益性に乏しく、補助金等の財政的関与は、一定程度必要です。
行動計画	外国語講座をはじめとする事業収益やセンター利用料収入等の確保に引き続き努めながら、外部助成金の活用、満期償還に伴う基本財産運用先の見直し、寄附受入、受託業務、収益事業など様々な手法について検討し、自主財源の増加を図ります。
具体的な取組内容	①補助金及び指定管理料以外の自主財源の増加を図るために、国際交流センター使用料収入、講座事業収益、賛助会費等、安定的な財源の確保を図ります。 ②企業、商店等への個別訪問を行うなど、様々な機会を捉えて、自主財源としての広報紙及びホームページでの広告料の獲得を図ります。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流センター施設使用料、駐車場使用料、講座等事業参加料については、収入の自主財源の大部分を占めているが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響、緊急事態宣言による4・5月の閉館やその後の各施設の利用定員の削減、1月から3月にかけての緊急事態宣言による利用時間の縮小を受けての施設使用料及び駐車場使用料が減少しました。さらに、前期語学講座、1学期日本語講座の中止等により、自主財源の確保が大きく目標値を下回りました。 ・制度制定2年目となった賛助会員については、様々な機会等を捉えて募集活動を行い、団体会員9団体(会費90千円)、個人会員33名(延べ40口120千円)から合計210千円の賛助会費を確保し、当初予算額(200千円)をクリアすることができました。 <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告要領等を定めて以降2年目となる今年度については、コロナ禍の中ではあったが、関連企業や関係団体等への個別訪問や電話での勧誘を行い、季刊誌SIGNAL(3月・6月・9月・12月の年4回発行、広告掲載スペース各2枠)への広告掲載は、計7社からの広告掲載を取り付け、計7枠56千円(1枠8千円)を確保しました。また、ホームページへのバナー広告についても、4社から広告掲載を取り付け計53千円の広告料を得て、自主財源の確保を図りました。
---------------	--

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	補助金及び指定管理料以外の財源	目標値	48,778	45,995	46,954	47,646	48,228	千円
	説明 自主財源の確保に向けた取組の推進	実績値		45,770	44,897	29,132		
2	ホームページ、情報誌等における広告料収入	目標値	0	50	100	150	200	千円
	説明 新たな自主財源確保に向けた創意工夫	実績値		0	24	109		
指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
指標2 に対する達成度	b							

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・自主財源の確保については、年度当初からのコロナ禍の影響により、施設利用のキャンセルや講座事業等の中止により、施設利用料や講座参加料が減少し目標値を大幅に下回りました。賛助会費については、様々な機会を捉えて説明や勧誘を実施し、予算額を確保することができました。
 ・広告料については、個別訪問や電話等により関連企業、関係団体等へ説明・勧誘を実施した結果、昨年度の実績値を上回る自主財源収入がありました。目標達成には至りませんでした。

本市
による評価

達成状況

区分

- A. 目標を達成した
 B. ほぼ目標を達成した
 C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
 D. 現状を下回るものが多くあった
 E. 現状を大幅に下回った

D

区分選択の理由

補助金、指定管理料以外の自主財源については、コロナ禍における施設利用料や講座参加料等が減少したため、目標値を大幅に下回りました。新たな自主財源の確保における広告料についても、関連団体等への訪問等により、昨年度の実績を上回る広告料収入はありましたが、目標達成には至らなかったため。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)

項目名	国際交流をめぐる多様化するニーズに対応する法人組織体制の構築
計画 (Plan)	
指標	①管理運営能力及び専門性向上のための研修への参加回数、②コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住外国人市民は増加しています(登録人口は平成30年6月末現在40,626人、市人口に占める割合は約2.67%)。さらに、外国人観光客の増加や2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市民のボランティアへの関心の高まりが見られるなど、法人設立時(平成元年)から社会・経済情勢が大きく変化しています。定住外国人市民の増加・多様化に伴う多方面における支援をはじめ、インバウンドやオリンピック・パラリンピックへの対応などの新しい課題に対して、法人に期待される役割は増加しています。 正確な情報を発信する必要性から、専門知識を備えた人材の育成に努める必要があります。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容、人員体制等を検証して必要な改善を行い、国際交流センター次期指定管理(令和3年度-令和7年度)の受託に備えます。 自主的・自律的な運営を行うための管理運営能力及び専門性向上のための研修を充実させます。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①自主的・自律的な運営を行うための管理運営能力や専門性向上のため、引き続き、各職員に業務内容等に応じた研修に積極的に参加させるとともに、職員間での情報の共有化を図ります。 ②すべての職員がコンプライアンス遵守に高い意識を持ち、コンプライアンスに反する事案発生を防止するため、定期的な職員全員参加のミーティングを開催するなど、組織内の情報共有・可視化を図ります。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各職員の自主的・自律的な管理運営能力や専門性の向上のため、業務内容、階層に応じた様々な研修に積極的に参加させる(オンライン研修を含む。)とともに、それぞれが受講した研修内容について職員間での情報の共有化を図りました。 外国人相談事業に関連して、「外国人相談窓口の運営(宿泊研修)」(担当課長)、「災害時における外国人への支援セミナー(宿泊研修)」(相談員)、「公立高校入学のためのガイドブックをもとに通訳内容研修」(担当課長、相談員12名)、「入国管理局オンライン研修」(相談員延べ20名)、「発達障害×外国にルーツをもつ子ども」(相談員10名)、「外国につながる子ども支援」(相談員2名)や相談員心理研修(相談員12名)、相談員に対するカウンセリング研修(相談員8名)、在留資格研修などに参加し、各相談員の能力や専門性の向上を図りました。 全国公益法人協会主催の法人運営講座への参加やコロナ禍に対応するための「ZOOMによるオンライン講座運営講座」などに参加することにより、各職員の管理運営能力の向上を図りました。 <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織内での定期的なミーティングとして、事務局長と各課長による課題の共有化等のための管理職打合せをはじめ、職員全員参加による全員ミーティング、情報の共有化を図るための各課ミーティングを行い、組織としてのコンプライアンス意識を高めるための対策を講じました。
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	管理運営能力及び専門性向上のための研修への参加回数	目標値	/	27	29	31	33	回
	説明	自主的・自律的な運営に向けた職員の資質向上		実績値	25	30	49	
2	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	/	0	0	0	0	件
	説明	コンプライアンスの遵守		実績値	0	0	0	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・管理運営能力及び専門性向上のための研修に各職員を積極的に参加させるなど、自主的・自律的な運営に向けた取組を進めました。
 ・コンプライアンスに反する事案について、日頃から組織内の情報の共有を図るとともに、全職員ミーティングや課内ミーティングなどの機会を通じて、各職員が高い意識を維持できるよう指導を行い、コンプライアンスに反する事案の発生を防止しました。



達成状況	区分	区分選択の理由
A	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	管理運営能力及び専門性向上のための様々な研修機会を捉え、積極的に参加した上で、組織内の情報共有を図ることにより、コンプライアンスに反する事例の発生を防止し、目標値を達成することができたため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	引き続き、自主的・自律的な運営を行うための管理運営能力及び専門性向上のための研修に各職員を積極的に参加させるとともに、組織内の情報共有を図り、コンプライアンスを遵守してまいります。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
----------	-----------------	-----	--------------------

業務・組織に関する取組②(令和2(2020)年度)

項目名	認知度の向上
計 画 (Plan)	
指標	①ホームページアクセス件数、②各種メディアへの掲載及び出演回数、③国際交流センター外での活動回数
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・法人及びその指定管理施設である国際交流センターについて、施設のある中原区以外では市民の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況にあることから、認知度向上への取組が必要です。 ・国際交流センター以外の場所での法人の事業企画・参加が少ないです。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流センターを拠点としながらも、同センター以外で開催・実施されるイベントや事業についても法人として積極的に参加し、法人及び主催事業等をPRをします。 ・広報誌などの紙媒体、HP、かわさきFM、ブログ、フェイスブック、各種ポータルサイト等の様々なツールを積極的に活用し、広報の充実を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①ホームページについては、最新情報の発信や見やすさ等、魅力あるホームページづくりを行い、アクセス件数の増加を図ります。 ②新聞・広報誌やラジオ・テレビ等の各種メディア、ホームページ、ブログ等の様々なツールを活用して、法人及び事業の情報を積極的に発信します。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、センター外での事業やイベント等の中止も想定される中で、知名度の向上のために取組を進めています。 ③国際交流センター外の事業やイベントに参加するとともに、関係企業・団体への事業PRを行うなど認知度の向上に取り組めます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力あるホームページの作成に向け、視覚的に訴えるように工夫するなど全体の印象をアップさせる対応を行ってききましたが、コロナ禍による各事業の中止等の影響もあり、ホームページの閲覧数は目標値の約92%となりました(対前年度比約8割)。 <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき市民放送(かわさきFM)においては、毎月第2土曜日に提供している放送番組「世界の国からこんにちは」を継続しており、当協会や各種事業についての広報を行いました。 ・新聞等の大手メディアをはじめ、「市政だより」などの川崎市広報誌やタウンニュースやケーブルテレビなどの各種地域情報媒体やミュージックマガジンなどの情報誌まで、広くイベント情報や法人事業の発信に積極的に取り組みました。特に、今年度はコロナ禍の影響により、市内各種イベントが中止・縮小となりセンター外での活動参加が難しい状況が想定されたため、メディア掲載依頼をより積極的に行いました。 <p>【指標3関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター外での活動については、コロナ禍の影響により、災害時の外国人支援の取組への周知のため、参加予定していた防災訓練や取組事業の周知を予定していた区民まつり、多摩川国際マラソン大会などが中止となる中、教育委員会事務局主催で実施された「外国につながる子どもとご家族のためのプレスクール」(幸区、宮前区、麻生区)の3カ所において、外国人窓口相談をはじめとしたセンター事業のパンフレット配布や事業説明を実施しました。
---------------	--

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	ホームページアクセス件数	目標値	/	121,765	125,417	129,179	133,054	件
	説明 市民による認知度の向上	実績値		118,219	121,889	148,973	119,150	
2	各種メディアへの掲載及び出演回数	目標値	/	78	79	80	81	回
	説明 市民による認知度の向上	実績値		77	79	82	107	
3	国際交流センター外での活動回数	目標値	/	5	6	7	8	回
	説明 施設外での法人事業PR機会拡大	実績値		4	6	3	3	
指標1 に対する達成度		b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		a						
指標3 に対する達成度		d						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

各種メディアへの掲載等については積極的に取組を進め、目標値を大きく上回ることができました。ホームページアクセス件数やセンター外での活動については、コロナ禍の影響による主催事業の中止や市主催事業をはじめとした様々な事業の中止・規模縮小の影響もあり、目標達成とはなりません。今後は、魅力的で見やすいホームページづくりによるアクセス件数の向上やセンター外での活動機会を増加させる取組を行い、認知度の向上を図ります。

本市
による評価

達成状況

区分	区分選択の理由
A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

各種メディア掲載及び出演回数を増加させたことで、一定の効果を上げることができましたが、ホームページアクセス件数及び国際交流センター外での活動回数については、コロナ禍における主催事業の中止や規模縮小の影響があり、目標値を達成することができませんでした。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	124,699	138,003	122,850	
	経常費用	128,923	135,111	123,835	
	当期経常増減額	△4,223	2,893	△985	
	当期一般正味財産増減額	△4,322	2,792	△1,060	
(指定正味財産増減の部)	当期指定正味財産増減額	△204	1,018		
	正味財産期末残高	318,308	322,117	321,058	
貸借対照表	総資産	336,860	339,501	340,603	
	流動資産	35,638	38,759	40,247	
	固定資産	301,222	300,742	300,357	
	総負債	18,552	17,384	19,546	
	流動負債	18,552	17,384	19,546	
	固定負債				
	正味財産	318,308	322,117	321,058	
一般正味財産	19,326	22,117	21,058		
指定正味財産	298,982	300,000	300,000		

エラーチェック	OK	OK	OK	OK
----------------	----	----	----	----

本市の財政支出等(単位:千円)

	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金	26,137	26,749	26,004	
委託料	44	606	2,865	
指定管理料	52,792	67,374	67,713	
貸付金(年度末残高)				
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
出捐金(年度末状況)	300,000	300,000	300,000	
(市出捐率)	99.8%	99.8%	99.9%	

財務に関する指標

	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)	192.1%	223.0%	205.9%	
正味財産比率(正味財産/総資産)	94.5%	94.9%	94.3%	
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)	-1.4%	1.2%	-0.3%	
総資産回転率(経常収益/総資産)	37.0%	40.6%	36.1%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)	63.3%	68.6%	78.6%	

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
令和2年度については、経常費用が経常収益を上回りましたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、特に収益減によるものです。なお、市の財政支援と自主財源及び基本財産の安定的な運用等による、安全な法人運営のもと、固定負債等のリスクはありません。	行政機能を補完・代替・支援するという法人の役割を果たしていく上で、コロナ禍で厳しい状況は続きますが、補助金等の川崎市による一定の財政支援を受けながらも、施設使用料、事業収益、自主財源等の確保に向け、経営努力が必要であることは認識しています。今後は、基本財産の安定的な運用を行うとともに、コロナ禍においても、状況の変化に柔軟に対応することにより、センター施設利用料や講座事業収益等の財源を確保する取組を進めてまいります。	事業収益、施設使用料、自主財源の確保に向けて、真摯な努力を着実に進め、市への財政依存度を抑制する経営努力を行うことを期待します。また、基本財産について、今後も安定的に運用するとともに、コロナ禍においても、状況の変化に柔軟に対応し、財源を確保する様々な取組を推進できるよう期待します。

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	1	0	1	8	0	1
職員	3	0	2	22	0	0

【備考】
 ●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由
 ・今後の方向性

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。
- ・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。
- ・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

＜今後の取組の方向性区分＞
 Ⅰ．現状のまま取組を継続
 Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
 Ⅲ．状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和 2 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 3 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遞減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものとする。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものとする。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないかと。</p>	<p>高まると予想される。そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	--	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>文化財団の経営健全化に向けた取組について</p>	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
<p>市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について</p>	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		<p>力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。</p>
<p>みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて</p>	<p>現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。</p>	<p>現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。</p> <p>したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。</p>

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催